

各位 様

新型コロナウイルス感染症対策 NHK 受信料免除

福島茂利通信 (20200526)

1. 免除する放送受信契約の範囲

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約 (令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限る)

2. 免除の期間

NHKに免除の申請をした月とその翌月 (2か月間)

3. 免除の申請方法

①「免除申請書」をNHKのホームページか、下記のアドレスからダウンロードしていただき、記入例を参照のうえ、必要事項を記入して申請をして下さい。

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf

相談窓口は、NHK 神戸放送局 (営業)

受付時間：平日 10:00～17:00 電話：078-252-5050

発行：兵庫県議会議員 福島 茂利
住所：兵庫区東山町 2-6-6-601
電話：078-512-2940